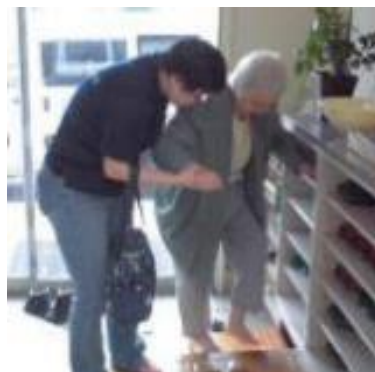


地域の支え合いによる移動支援について

～小さく生んで育てる、走りながら考える～



事務局長 伊藤 みどり

生活に必要な移動・外出が困難な高齢者が増えている



1) 少子高齢化&過疎化の進行

高齢独居・高齢者のみ世帯の増加

2) 高齢者の体力

休まずに歩ける距離は100mまで = 75歳以上の17%

300mまで = 75歳以上の25%

運転免許を返納する高齢者は

≒休まず歩ける距離が300mまでの高齢者、という場合も

80歳を超えると免許返納数が急に増える

住民主体の移動支援によって支える人とは・・・

3) 交通空白地域の拡大

たとえば、鉄道駅から500m以内、バス停から300m以内

4) 高齢者間にも経済格差が拡大

➡ 買い物等にタクシーを使える人ばかりではない

住民主体の移動支援の特徴

- 多くが**個人のニーズに対応する形**（小規模・臨機応変）で実施される。事業化されていない場合も多い。
- **ドア・ツー・ドア**、または**自宅のすぐ近くで乗車し目的地で降車する**しくみを取っていることが多く、**ボランティアが運転や付き添い**を担っている。
- 全ての移動手段を担うものではないが、**通院や買い物、高齢者のサロン等の居場所の送迎**などによって、暮らしを支えている。
- **送迎のみでなく**、申込時の聞き取りを通じた生活課題の把握、乗り合っ出て出かけることによる交流の場づくりも行われている。



住民主体が得意なこと、できそうなことを形にしている

地域生活を支える（小回りの利く）公共交通と移動支援

道路運送法

運賃OK

許可

バス コミュニティバス・・・正確な定義は無し。自治体が発行していることが多い。

タクシー 一般タクシー、福祉・介護タクシー、
デマンド型乗合タクシー

コミュニティバスや乗合タクシーを住民組織が企画運営するケースも

登録

自家用有償旅客運送

非営利の範囲で対価OK

①**交通空白地有償運送** ...タクシーが営業しない地域などで、市町村またはNPO等が、**住民全体を対象に行う**

②**福祉有償運送** ...**障害者手帳保有者、要介護・要支援認定者(基本チェックリスト該当者)**等を対象に市町村またはNPO等が行う。**一般の高齢者は不可**

互助活動

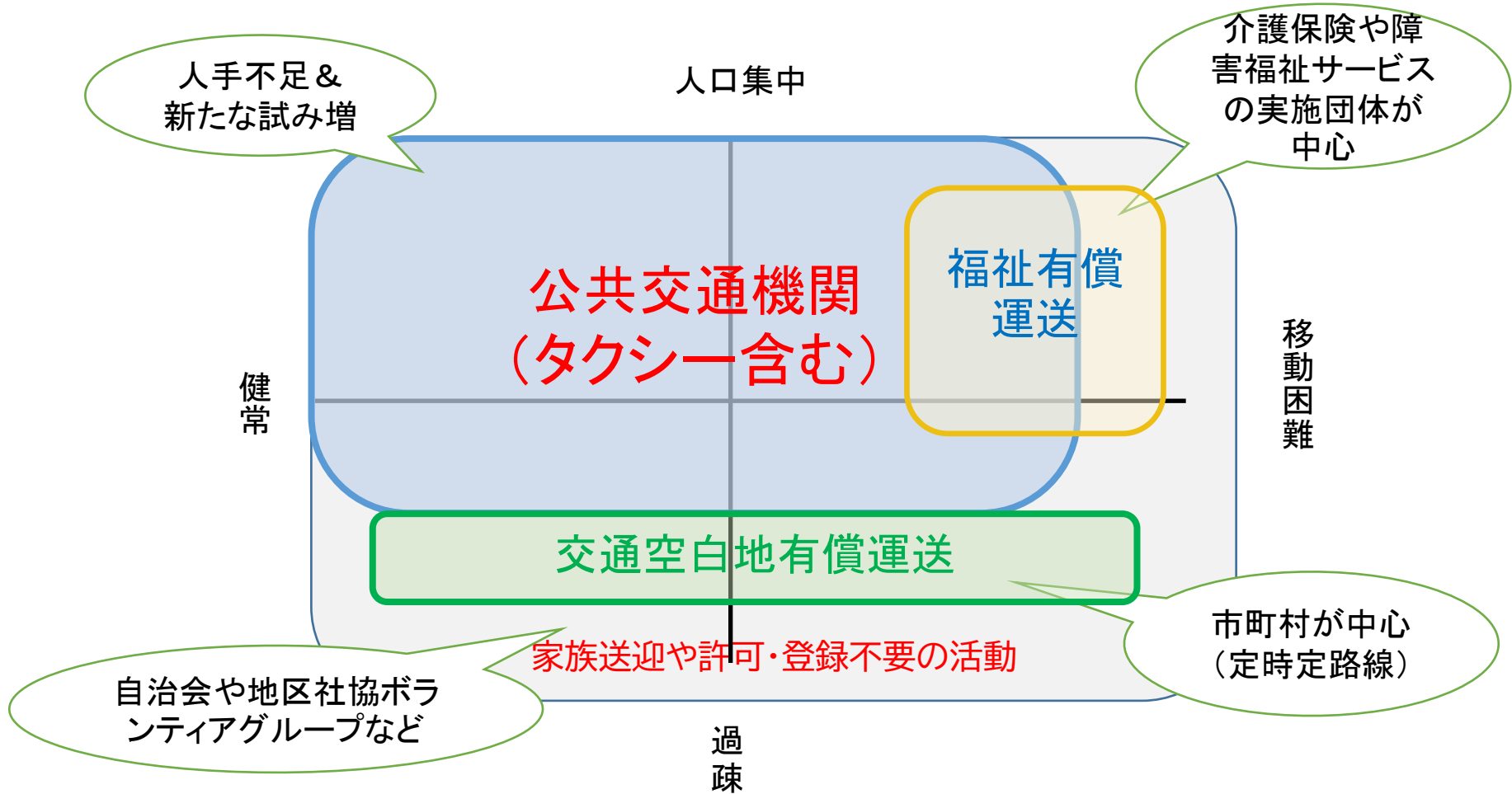
許可・登録の手続きが不要な運送

運送の対価はNO

...**地域福祉の観点から住民たちが互助の精神でつくる移動・外出支援**

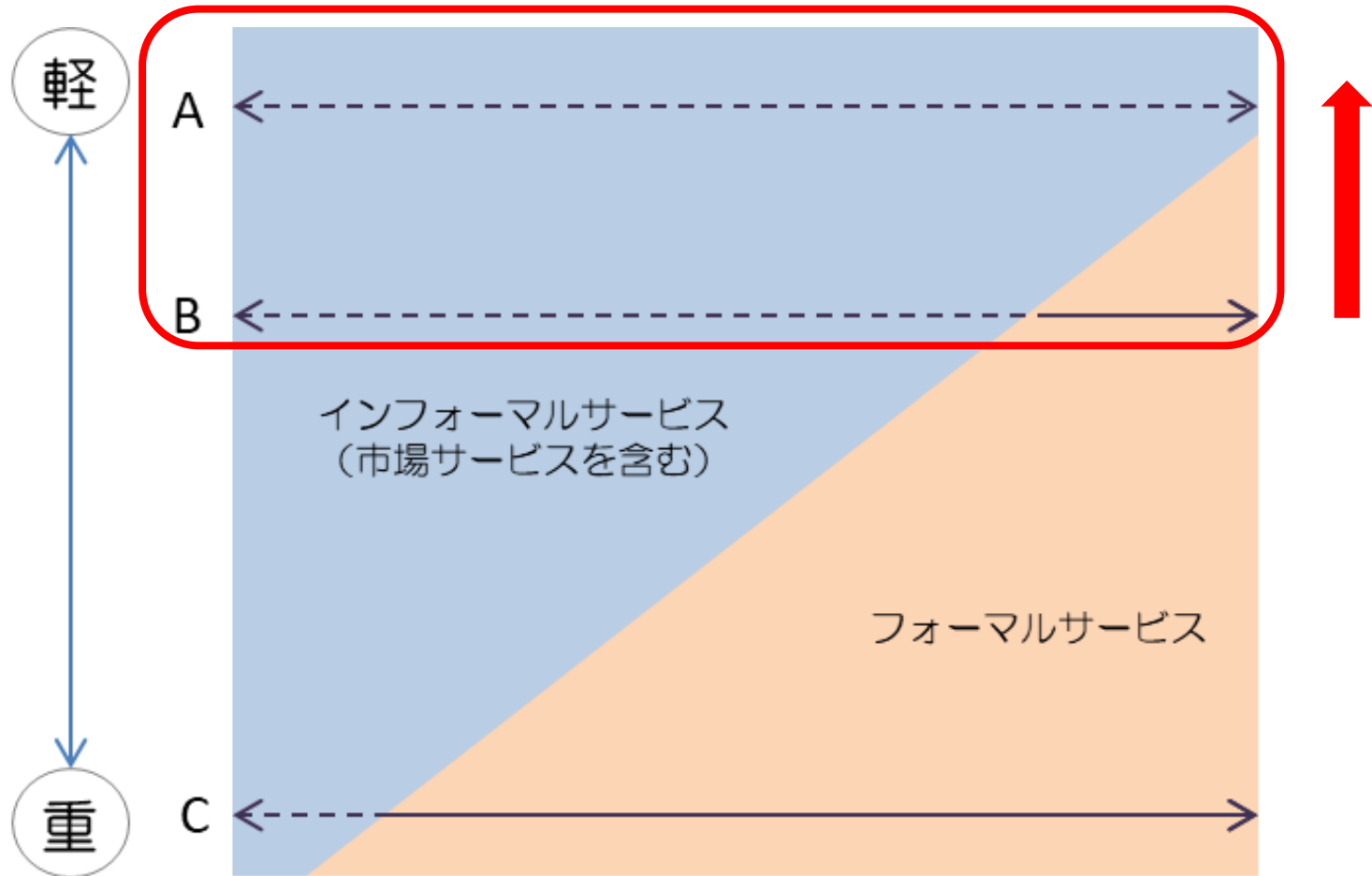
↑↑ 住民が担い手となる移動支援は赤枠の中 ↑↑

高齢者の移動手段確保の取組（イメージ）



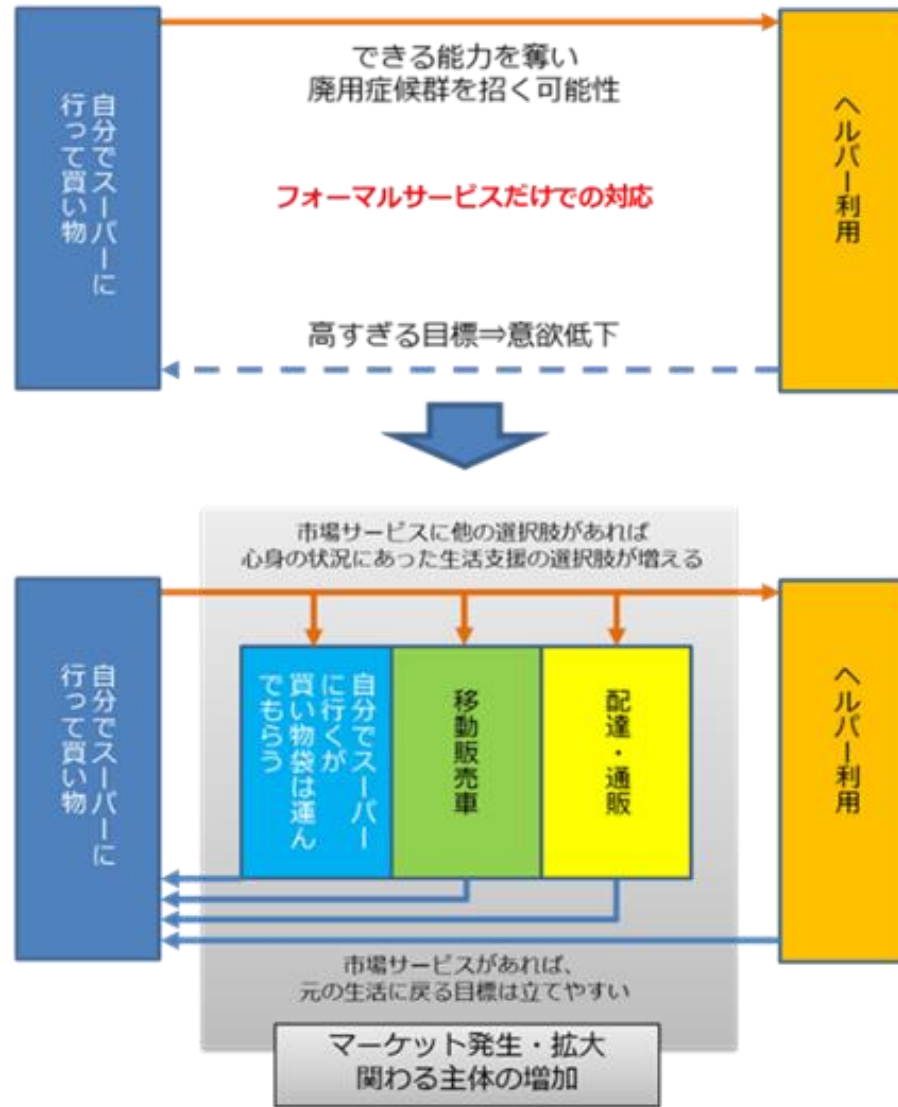
年度	交通空白地有償運送				福祉有償運送			
	団体数			車両数	団体数			車両数
	市町村	NPO等	計		市町村	NPO等	計	
R4.3	489	181	670	4,304	101	2,369	2,470	14,456

本人の生活を支えるインフォーマルサービス（市場サービスを含む）の活用



出典：日本社会事業大学専門職大学院客員教授（元・厚生労働事務次官、老健局長） 蒲原基道氏 作成資料

生活支援・介護予防と市場サービス等の役割



出典：令和2年度老人保健健康増進等事業「自治体と民間企業の協働による都市部における地域づくりの展開に向けた調査研究事業」国際長寿センター

住民主体の移動支援 ～増えているタイプ～



住民
の車

社福
の車

市の
車



住民が
サービス
調整



住民
ドライ
バー

社福
のドラ
イバー

1. 住民などが手弁当で運行

- ① 乗り合ってサロンや買い物などに出かける
- ② 生活支援の一部として通院や買い物を支援

2. 市町村の車（保険付）で住民が運行

3. 社会福祉法人等が公益的な取組として 車両や運転者を提供

または住民が運転して買い物やサロンへ

利用者の制限は
ない

**許可や登録の手続き不
要の形態**で行われている
ことが多い

運賃にあたる金銭は
受け取れない

(1) 住民が手弁当で運行する事例

日進ニュータウン買い物支援（愛知県日進市）

2019年11月スタート 地区人口：約1,200人

「ついで支援」

ドライバーが買い物に行く日を決めておき、乗っていきたい人がいたらドライバーに申し込むタイプ
実施主体：老人クラブ（母体は自治会）

●
利用料は無料（謝礼は自由）



目的地	近隣のスーパー等
運行方法	毎週（火）・（金）で、前日までに依頼があった場合のみ運行 利用者宅の玄関 → 目的地 → 利用者宅の玄関
運行頻度	2023年度（4～12月）63回
予約方法など	月間予定表に基づき、利用者がドライバーに直接予約

2024

買い物支援 1月予定表

日	時	パートナー
1月5日 (金)	午前	甲
1月9日 (火)	一日	乙
1月12日 (金)	一日	丙
1月16日 (火)	一日	甲
1月19日 (金)	午後	乙
1月23日 (火)	一日	甲
1月26日 (金)	一日	丙
1月30日 (火)	一日	乙

出発時間についてはフレンズと話し合ってください。

- 「一日」 一日中対応可能
「午前」 午前中のみ対応可能
「午後」 午後のみ対応可能

買い物支援実施結果票

ペアレント	甲
実施日	令和6年1月5日 (金)
出発時間	AM・PM 時 分
帰着時間	AM・PM 時 分
行き先	<input type="checkbox"/> マックスバリュ <input type="checkbox"/>
フレンズ	

実績	2023年4～12月
実利用者数、登録者数	8名利用、登録16名
運転ボランティア	4名(実質3名)
車両台数と所有者	活動者の自己所有車両

買い物支援実施後、この票を土井までご提出ください。

隠おたがいさん（三重県名張市）

2010年発足（2014年活動開始）

人口：6,074人 高齢化率：34.9%

●めざすもの

名張地区の原風景と人情息づく魅力ある街づくりを目指し、援助を求めている人と援助できる人が、共に対等な関係で相互に助け合うことで、名張地区に助け合いの輪を広げ、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに寄与すること



●組織・人・モノ・お金

主 体：まちづくり協議会を母体とする生活支援のグループ

担い手：**運転ボランティア 10人（男性2名、女性8名／75歳以下）**

車 両：**団体所有車両 1台＋ボランティアのマイカー**

団体運営の財源：訪問型サービスB＋Dの補助、まちづくり協議会の補助、利用料、年会費など

●しくみ

形 態：**ドア・ツー・ドア、1：1で病院や買い物等へ**

頻 度：**毎日（依頼に応じて実施）** ※受付は、月・水・金の午前中

利用料：**1時間500円** ※道路運送法上の許可・登録不要の形態

●創出プロセス

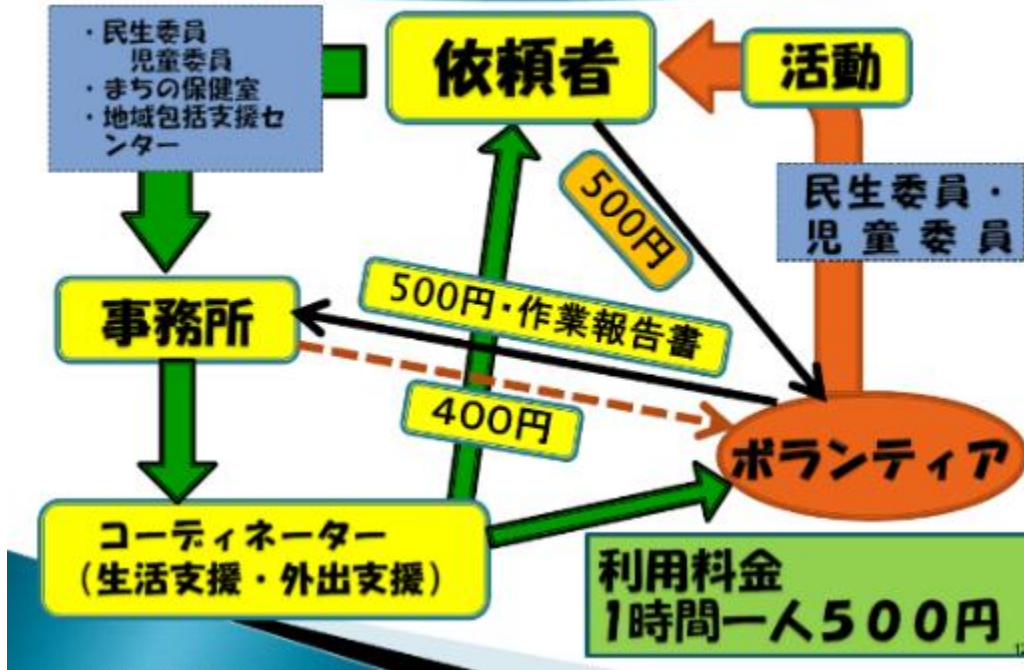
・まちづくり協議会のふれあい交流部会の1事業として立ち上げ、有志が主体性をもって活動を始めた

・アンケート調査を経て、会員を募集し、生活支援を開始

・市の補助による車両導入により外出支援を開始

隠おたがいさんの活動内容

サービス開始から終了まで



＜サービスメニュー＞
 布団衣類の入れ替え、掃除、
 布団干し、クリーニング店への
 搬出入、犬の散歩、調理、買
 物同行、付添、外出支援、電
 球交換、繕いもの、話し相手、
 代筆援助、セメント修理作業、
 簡単な大工、網戸の張り替え、
 パソコン作業、除草や庭木の
 剪定、植木の水やり、等

名張市・・・150万円(外出支援経費含む)
 名張地区まちづくり協議会・・・15万円
 支援活動収入・・・1,08万円(ボランティア支払い864,400円、事務所216,100円)
 会費・・・18万円(正会員・賛助会員)
 (平成29年度のみ:軽自動車購入費150万円追加)

(3) 社会福祉法人等が車両や運転者を提供し、買い物やサロンへ

静岡県御殿場市 住民主体の移動支援事業 運転はボランティア

(令和5年11月27日現在)

	事業名	発足日	内容	対象者	協力施設等(車両提供)
1	運転ボランティアの会たんぽぽ	平成15年4月	毎週(月)(水) (金)通院等送迎	市内在住で歩行困難な方、自力で外出が困難な高齢者や障害者	御殿場市、御殿場市社会福祉協議会
2	中畑北区買い物支援プロジェクト	令和2年7月	買い物支援 毎月2回	中畑北区民で、買い物に行く手段がない高齢者	(福)野菊寮
3	ほっくばらみんなで支える移動支援プロジェクト	令和2年9月	買い物支援 毎週(木)+6の日	北久原区民で、買い物に行く手段がない高齢者	(福)十字の園 御殿場十字の園
4	東山・二の岡移動支援サービス	令和4年3月	買い物支援 毎月第1第3(火)	東山・二の岡区民で買い物に行く手段がない高齢者	(有)グリーンフォレスト小規模多機能型居宅介護あざみ
5	駒門区元気になろう会移動支援サービス	令和4年4月	サロン送迎 毎月第2(火)	元気になろう会の参加者で移動手段がない方	(福)福祉を共に考えるつどいの家
6	保土沢区いきいきサロン移動支援の会	令和4年7月	サロン送迎 毎月第1(木)	元気になろう会の参加者で移動手段がない方	(福)武蔵の会さくら学園
7	深沢区ふかさわやすらぎの会移動支援の会	令和4年12月	サロン送迎 毎月第3(金)	やすらぎの会の参加者で移動手段がない方	(福)十字の園 御殿場十字の園
8	印野地区買い物支援グループ	令和5年6月	買い物支援 毎月第2第4(火)	印野区民で、買い物に行く手段がない高齢者	(福)博友会 特養ふじあざみ
9	東山・二の岡生活支援お助け隊	令和5年10月	生活支援などとの一体運送	東山・二の岡区民で独居または高齢者のみ世帯の高齢者	ボランティア車

函南町社会福祉協議会 「かなみおでかけサポート」(静岡県函南町)

2018年スタート
人口：約36,200人

二つの居場所+その送迎+買い物支援


利用者負担
年会費1,000円

運転ボランティア+添乗ボランティア

- ・週6日開設の「またあしたカフェ」(地域共生型居場所)
※↑通所型サービスB「いこう家つかもと」から移行
 - ・週4日開設の「カフェ城山」(一般介護予防事業)
- 送迎は日替わりで平日5日間実施。
※買い物ツアーは社協独自事業として実施。



18人
(要介護、要支援、事業対象者含む)



訪問Dの補助

1日1台4,000円(利用調整をする人の人件費、燃料費、通信費、運転台帳等の印刷製本費及び消耗品費、車両リース代、車両の任意保険料)。

社協所有車両 1台
(8人乗りワンボックスカー)



22名 ボランティア養成講座受講者
※男の料理教室などの参加者に声をかけて



・居場所自体は、誰でも参加可能。「かなみおでかけサポート」を利用する人は、社協で相談に乗って登録手続きを取ってもらう。
・介護保険の要支援1,2,事業対象者が利用した場合に、補助が下りる。要支援者等が過半数であれば、他に誰が乗車しても按分せず補助する。

かなみおでかけサポートのしくみ(月～金運行/1台で運行)

活動概要

高齢者等の居場所への参加を移動の面でサポートすることで、地域での自立した暮らしの継続を目的とした住民による会員制・有償の支えあい活動

ボランティアの役割

運転ボラ: 車両の運転担当

同乗ボラ:

バックの際の安全確認

利用会員の対応等

(踏み台設置・荷物持ち等)

【共通】居場所での参加支援

→謝礼200円/回は↑に対するもの

社協の役割

会員登録、運行調整(送迎時間調整、ボラ活動シフト作成等)、ボラ養成、フォローアップ研修、ボラ連絡会の開催等

運営費

町総合事業による補助金

共同募金配分金

県社協助成金等を活用

①社協職員と情報共有し、出発



必ず運転・同乗ボラ2名体制で運行



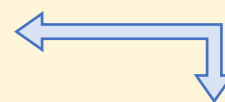
③居場所に参加!

各曜日ごと利用会員を居場所(2ヶ所)へ送迎
体操をしたりお茶をのんだり...

自分のしたいことを選択する



②利用会員の乗車場所をまわる



利用料無料

(行)

(帰)



選択肢のひとつ 買い物に行こう!

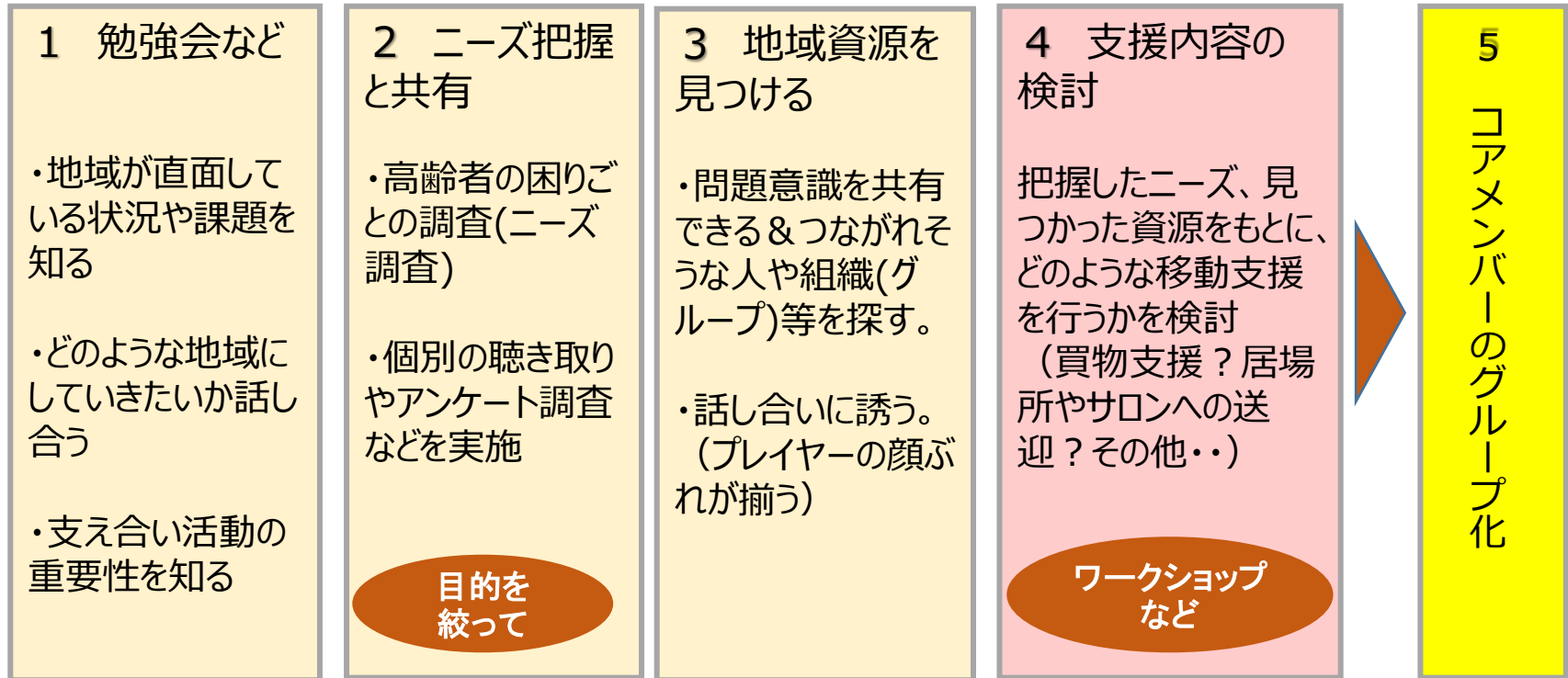
毎日の食料雑貨の買い物にお困りの方向けに運行調整

希望者は居場所からスーパーへ
お買い物後は、再度居場所へ戻り合流



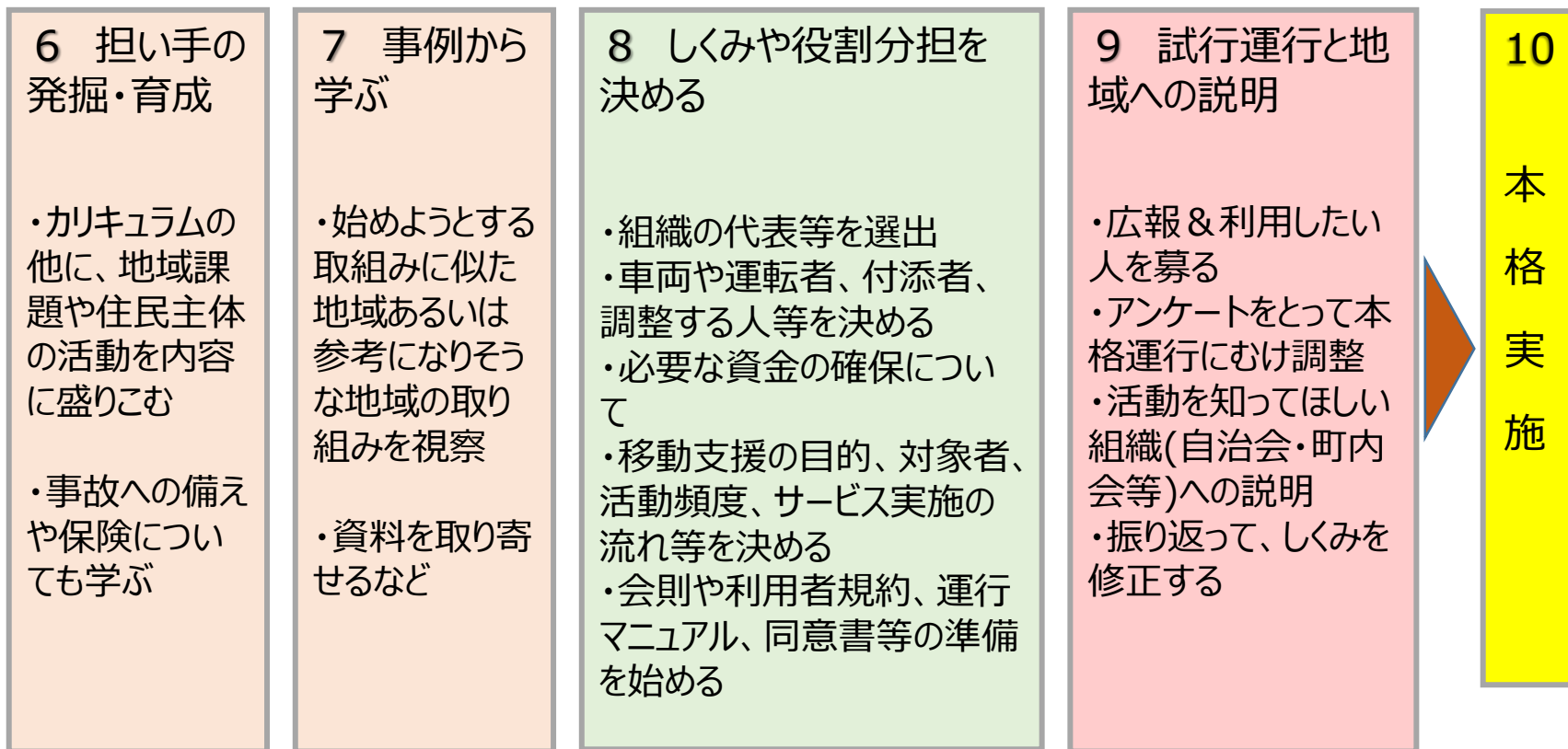
立ち上げのプロセス ～順序は色々～

住民主体の移動支援の創出の流れ（例）



協議体や活動団体での話し合い・誰でも参加 → → → 熱意のあるメンバー発見

住民主体の移動支援の創出の流れ（例）



熱意のあるメンバー＋サービスの担い手



関係団体や住民

(1) 移動支援がなぜ必要なのか話してみよう

移動にまつわる、困りごとや課題意識は様々

通いの場が介護予防に効果的だと分かっている。でも歩いては来られない人が多い

坂が多いので買物の荷物を持って登れない

バスの本数が少ないので通院は一日仕事

近所のスーパーが閉店してから買い物が大変

免許返納したら、この町では暮らしていけない

一方で…

- 家族が送り迎えしているから大丈夫
- マイカーがないと生活できないから免許返納はしない
- まださほど困っていない

▼安心して暮らし続けられるように、今できることを考えてみよう

▼誰が何に困っているかを知ることが大事

▼できるときがはじめどき

(2) 地域の困りごとを「見える化」しよう

重要

蒲須坂地域のみなさまへ <<アンケートのお願い>>



市では、住民にとって大事な「住み慣れた地域で安心して暮していける事」を目指して、地域づくりに取り組んでいます。

◎近所の困っている人を「手助けできること」を教えてください
(あなたの家族の中に、近所の人を手助けできるとい
できることも一緒に○をつけて下さい)

(あてはまることがあれば、いくつで

手助けできること

- | |
|---------------------------|
| ① 見守りや声かけ(安否確認)、日常の話し相手 |
| ② 将棋、碁等のゲームの相手 |
| ③ ゴミ出し |
| ④ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など) |
| ⑤ 家電製品の設置 |
| ⑥ 草むしりや庭掃除 |
| ⑦ 庭木の剪定 |
| ⑧ 室内の掃除や洗濯 |
| ⑨ 買い物の送迎や代行 |
| ⑩ 通院の送迎や付き添い |
| ⑪ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく) |
| ⑫ その他() |
| ⑬ 特に無し |

ご協力ありがとうございました。

市役所高齢課 生活支援コーディネーター

◎今困っていて、「現在誰かに手伝って欲しいこと」を教えてください。

(あてはまることがあれば、いくつでも○をつけてください。)

現在誰かに手伝って欲しいこと	当てはまることに○を付けて下さい
① 見守りや声かけ(安否確認)、日常の話し相手	
② 将棋、碁等のゲームの相手	
③ ゴミ出し	
④ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など)	
⑤ 家電製品の設置	
⑥ 草むしりや庭掃除	
⑦ 庭木の剪定	
⑧ 室内の掃除や洗濯	
⑨ 買い物の送迎や代行	
⑩ 通院の送迎や付き添い	
⑪ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく)	
⑫ その他()	
⑬ 特に無し	

<<裏面もありますので、よろしくお願いたします>>

(3) 運転ボランティア養成講座・運転者講習のススメ

- 典型例：神奈川県秦野市（人口 16万5千人）

「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」を市が実施

（毎年2回 30人定員・3日間／無料）

※国土交通大臣認定講習機関「認定NPO法人
かながわ福祉移動サービスネットワーク」が受託実施

参考) 認定講習機関一覧表

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

<募集方法>

- ①住民が65歳になったときに送付する**介護保険被保険者証**に
市主催の「ヘルパー研修」「認知症サポーター養成研修」
「認定ドライバー研修」等の**日程一覧を同封**
 - ②毎年6～7月に郵送する**介護保険料納入通知書**にも**同封**
- 問合せてきた人に個別のチラシを送付
 - **修了者に福祉有償運送団体一覧や訪問D等の担い手団体を紹介**



全国各地で増えています

(4) 具体的ななしくみをイメージしてみよう

- 利用者
- 担い手
- 車
- 役割分担
- 実施の流れ
- お金のやりくり
- 保 険

難しい！不安・・・
という声が多いのは、
この二つ

令和6年「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」 令和6年3月1日付

■ 金銭を收受しても「有償（運送サービスへの反対給付）」に該当しない場合

- 1 （1）利用者から收受する金銭が ①謝礼と認められる場合 ②実費相当分の場合
（2）收受する金銭が「運送」に対するものではない
①ホテル等の宿泊施設の利用者を対象とする運送 ②施設送迎（介護施設、学校ほか）
③生活支援サービス等との一体運送 ④ツアー等に付随した運送 ⑤観光ガイドとの一体運送
- 2 施設に支払う料金に差を設ける場合
- 3 第三者からの給付（運送主体が「利用者以外から收受するもの」）
- 4 介護保険法等（1）訪問介護における運送 （2）訪問B・D,一般介護予防事業の一環の運送

■ 関連する金銭授受の取り扱い

- 1 運転役務の提供に対して報酬を支払う
- 2 運送サービスの仲介者が（1）仲介手数料を受領（2）サービス提供者の代理で謝礼・実費を受領
- 3 NPO法人等が同法人の職員等に対して報酬を支払う
- 4 自治会等の活動として、会員向け運送サービスを行う

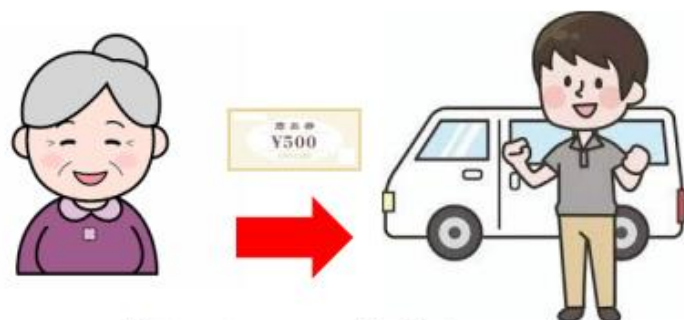
①無償運送について

○無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。

○以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。

- ①謝礼の支払い
- ②実費の請求及び支払い

謝礼の支払い



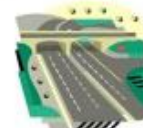
ボランティア・共助に
対するお礼の気持ち

実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)

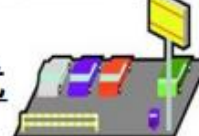
①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料



⑤運送を行うために発生した車両借料



「生活支援サービスなどとの一体運送」「施設送迎」は「実費等」も収受可能に

○デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコスト(ガソリン代等の実費も含む。)を利用者個々から収受しない場合にあつては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可等は要しません。



○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであつて、運送に対する固有の対価(ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さず、許可等は要しません。



提供されるメインのサービスが有償であっても、当該サービスの利用者へ付随的に提供される運送については、運送に特定した反対給付がない場合(送迎利用の有無にかかわらず利用料に差異がない場合)、許可又は登録は不要である。この場合、前掲1(1)②のとおり、**燃料代等の実費を求めることは可能**

～自治会等の会員向け運送サービス～

- ・市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会・自治会・町内会・まちづくり協議会・マンション管理組合・老人クラブ等の地縁団体（以下「自治会等」という。）の活動において、会員が負担する会費で運送サービスを提供しても差し支えない。この場合、**会費で車両を調達することや、会費から当該サービスを提供するための運転者に対して報酬を支払っても差し支えない。**
- ・自治会等において、公平性を図る観点から**運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けることも、当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば、許可又は登録は不要である。**

「第三者からの給付」= 補助、助成、寄付、協賛金等の取扱い

- ・運送主体が「利用者以外から収受するもの」は、原則として、「運送サービスの提供に対する**反対給付**」とは解さず、許可又は登録は不要である。
- ・ただし、利用者に代わって運送主体に対し第三者が運送の**反対給付**を行う場合は、許可又は登録を要する。
（具体例）
 - ・国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、**団体の職員（運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む）の**人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の補助金を支出する場合。
 - ・団体運営の支援として個々の運送行為と紐付かない寄付金、協賛金などを第三者から収受する場合は、有償には該当しない。

(参考) 事故への備えはどうか? ~自動車保険と活動用の保険~

自動車保険

<対人賠償>

(家族以外の)第三者に傷害を与えた場合、傷害の程度に応じて保険金が支払われる。

同乗している利用者 = 第三者

<人身傷害> 責任割合にかかわらず、**運転者と同乗者の傷害に応じて実際の損害額が支払われる** (cf.搭乗者傷害)

人身傷害保険 あるいは、
搭乗者傷害保険

対物賠償保険

対人賠償保険

対人賠償保険のみ

任意保険

総合補償と呼ばれる商品は、この3つの保険が組み合わさっていることが多い。

このほかに 車両保険 などの特約で付けることができる。

自賠責保険(強制保険)

対人賠償保険のみの補償



自賠責:ケガ治療関係費、文書料、休業損害、慰謝料 最高120万円/死亡保障 3000万円

色々な自動車保険

1. 年間で団体が個人や団体から車両を借り受ける保険

●損保ジャパン「移動支援サービス専用自動車保険」(1年契約)

●東京海上日動火災「移動サービス専用自動車保険」(1年契約)

●あいおいニッセイ同和損保「移動支援サービス向け自動車保険(優先補償方式)」

2. 一日だけ個人から車両を借り受ける保険

- ・あいおいニッセイ同和損保「ワンデーサポーター」
- ・東京海上日動火災保険「ちょいのり保険」
- ・損保ジャパン「乗るピタ」
- ・三井住友海上火災「1DAY保険」

「自動車保険等級ダウン補償特約」
は、あいおいニッセイ同和損保の
「NPO総合補償プラン」

1. 対人賠償責任保険
2. 対物賠償責任保険
3. 車両保険

保険の種目はこれが基本。これを使うと、翌年度から3年間、等級ダウンし保険料が上がる

活動に関する保険

●活動する人を守る保険商品

- ・ボランティア保険(東京都社会福祉協議会)

無償ボランティアの場合

- ・〇〇市 市民活動保険(自治体が市民活動に用意している保険)

- ・在宅福祉サービス総合保険(東京都社会福祉協議会)

有償ボランティアの場合

➡マイカーボランティア対象の保険商品

全社協「送迎サービス補償」 Aプラン（利用者用）とBプラン（乗車中の人）

（搭乗者保険＝お見舞金と考えて）

注：いくつかの都道府県・政令市では全国社会福祉協議会の保険には入れません。

➡実際は、乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い

全社協「ボランティア活動保険」（無償の場合）「福祉サービス総合補償」（有償の場合）

➡民間の保険商品、行事用保険、自治会用の保険など

傷害保険

活動者のケガを補償



賠償責任保険

他人にケガをさせたり
他人のものを壊したり
した際の賠償に対応

ボランティアと利用者に切れ目のない補償が行われるよう 保険をかける（乗車中の事故より降車後の事故のほうが多い）

送迎サービス補償 (傷害保険)

<https://www.fukushihoken.co.jp/> ふくしの保険 検索

移送・送迎サービス中に
 ○交通事故などにより利用者がケガをした — Aプラン
 ○特定の自動車に搭乗している利用者・運転者などがケガをした — Bプラン
 などの事故を補償します



社会福祉法人 全国社会福祉協議会
(社団法人)
本協会は、国等および行政サービスに代替するAプランと送迎サービス利用者Bプランを補償する保険事業を行うことにより、送迎サービス利用者への安全確保を図ります。
(注)補償金の支払対象となる事故は、この保険の適用範囲に定められており、必ずその範囲に当てはまる必要があります。

	ボランティア 自宅発	⇔	送迎車にボラン ティア乗車中	⇔	送迎車に利 用者乗車中	⇔	買い物やサロ ンに参加中
自動車保険			●		●		
ボランティア活動保 険（無償ボラ）	●	●		●		●	●
ボランティア行事用 保険（Aプラン）				●		●	●
送迎サービス補償 （Aプラン）				●	●	●	●
送迎サービス補償 （Bプラン）			●		●		
福祉サービス総合補 償（有償ボラ）	●	●	※傷害保険のみ ●	●	※傷害保険 のみ●	●	●

補償金額(保険金額)・保険料(送迎車利用10%適用時)

保険金の種類	Aプラン (利用者特定方式) <small>(送迎車利用時送迎車乗車時利用)</small>		Bプラン (自動車特定方式) <small>(送迎車利用時乗車時送迎車乗車時利用)</small>	
	個人プラン	法人プラン	個人プラン	法人プラン
死亡保険金		345.2万円 ^{※1)}		351.5万円 ^{※1)}
高度障害保険金		345.2万円(限度額) ^{※2)}		351.5万円(限度額) ^{※2)}
入院保険金日額		3,400円		4,000円
手術 医療費	入院中の手術	34,000円	40,000円	
	外来の手術	17,000円	20,000円	
通院保険金日額		2,200円		2,600円
保険料(1口あたり)	利用者1名 利用日割1日20円 (1年以上継続利用時) 5,000円		送迎車乗車時・送迎車乗車時とも) 1日あたり20円 1年間2,000円	

※1 すでに医療保険や介護保険が適用されている場合は、その適用額にのみ適用されます。
 ※2 障害等級1級に達した場合、死亡・高度障害保険金は4~100%。
 ※3 身体障害者福祉法に基づきます。
 ※4 業務上災害に当たらない場合は適用されません。

保険の前に、事故を防ぐ取り組みを！ ～リスクマネジメント～

➔ 担い手育成研修・運転者講習を受けよう・企画しよう
導入研修は、自治体が企画開催する例も増えている

➔ サービスを調整する人も大事
細やかなニーズ把握、無理のない計画

➔ みんなで考え組織的に対応する

引退する年齢も
みんなで検討

事故対応マニュアルを作る、プレイヤーごとの役割を協定書で確認する
同意書を作って趣旨を理解してもらう

【利用登録(または入会)申込書】(事例)

この活動は、お互いさまの支え合いの地域をつくるために行われています。
事故は起きないように努力していますが、万がイチ事故が発生した際は、契約している保険の範囲内で補償します。合意いただける場合は、利用登録(または入会)してください。
貴会の活動趣旨に賛同したので、利用の登録(または入会)をします。事故の際の補償についても了解しました。

令和 年 月 日



改めて、効果から目的を考えてみることも大事

効果・変化をもたらす移動支援の機能（個人レベル）

誘い出し機能

社会資源につなぐ機能

信頼関係の構築機能

3つを
あわせると...



社会参加の基盤として機能

日々の活動では、意外と気づけないので、意識して取り組むことが大事

- 移動支援の利用者に、行動範囲の拡大、生活意欲の刺激、会話量の増加などが見られる
- 移動支援の担い手に、健康意識の高まり、思考力や課題意識の向上、やりがいの上昇が見られる（調査2）

効果・変化をもたらす移動支援の機能（地域レベル）

地域包括ケアシステムの
一端を担う機能

関係団体や行政などを
緩やかにつなぐ連携・ハブ機能

ソーシャルキャピタルの
醸成機能



活動団体だけが頑張っても、この機能は果たせない
「つなぐ機能」を活かすと…

- 移動支援を利用すると、うつ傾向の改善が期待できる
- 移動支援の担い手として参加すると、QOLの向上が期待できる
- 週2回以上のサービス利用が主観的幸福感の向上に寄与する（調査1）



どのしくみでも、住民が我が事として考え、動くことが大事！

住民主体の移動支援は・・・

「つなぎ役」

「社会参加の窓口」

「したいこと（自分らしく）を叶えるサービス」

「地域コミュニティを強くする活動」



- 全てを住民が担うのではなく、誰かに一部を担ってもらおう
- できる人ができることをする、やってみて、できないことを誰かに伝える
- 活動は小さく生んでも大きく育つ 体制づくりをしっかりとすること
- 担い手が楽しく続けられるように、常に育て続けることも大事

ご清聴ありがとうございました